

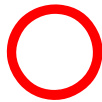
「指定ごみ袋」が入手困難な場合、

燃えるごみが「指定ごみ袋」以外でも 出せるようになります。

昨今の中東情勢の影響を受け、「指定ごみ袋」が品薄となることが予想されます。皆様の生活への影響を考慮し、「指定ごみ袋」の購入ができない場合は、一時的に「指定ごみ袋」以外の袋を利用したごみも収集します。ご理解・ご協力をお願いいたします。

臨時措置期間：6月15日(月)～8月31日(月)

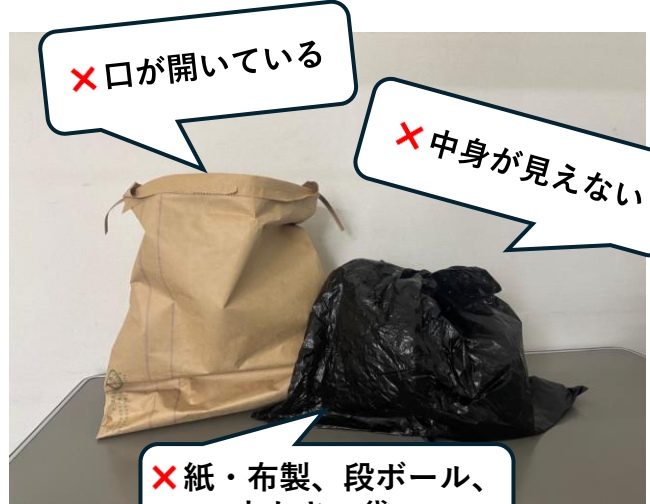
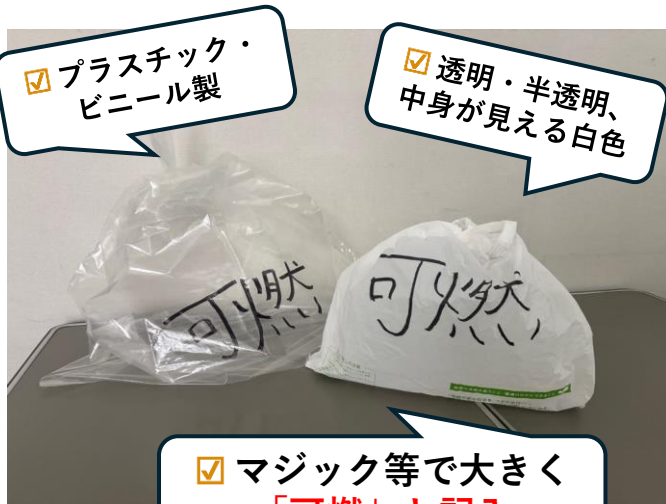
(※延長する場合は、改めて広報いたします。)



使用できるごみ袋



使用できないごみ袋



- プラスチック製・ビニール製
- 透明・半透明 (※中身が透ける白色)
- 概ね20~45リットルまで
- 袋の口を縛ることができる

- 紙製・布製・段ボール・穴あきの袋
- 中身が確認できない配色・柄等の袋
- 左記以外の容量
- 袋の口を縛ることができない

注意点

- ✓ 「燃えるごみ」には、マジック等で「可燃」であることが分かるよう記入してください。
- ✓ 「燃えるごみ」以外の不燃ごみ、白色発泡スチロールは、これまで通り、指定袋で出してください。



一人でも多くの方が購入できるよう「指定ごみ袋」の必要以上の買いだめ等、過度な購入は控えていただくようご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ

廃棄物対策課



029-873-2111 (内線) 1571~1573